



平成 29 年 6 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社アドメテック
代 表 者 名 代表取締役社長 古川 登志夫
コード番号 (7778 TOKYO PRO Market)
問 合 せ 先 業務統括部長 小泉 理香
電 話 番 号 03-6260-6535
U R L <http://www.admetech.co.jp>

新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催の定時株主総会の決議によって承認されました新株予約権を発行することおよび募集事項の決定の委任に基づきまして、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社の社外協力者に対して新株予約権を発行することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。平成 28 年 6 月 29 日開催の当社第 13 期定時株主総会にてお諮りし、株主の皆さまのご了承を頂いております。

I. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

本件新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式数は、60,000 株(議決権 600 個)の発行済株式数(4,067,558、平成 29 年 6 月 1 日現在)に占める割合は、1.48% (株式発行前の総議決権 40,067 個に占める割合は 1.48%)となります。しかしながら今回の発行については、当社の社外協力者に対して、新株予約権を保有して頂くことにより、当社へのコミットメントをよりいっそう高め、幅広い知見や実績に基づき当社技術体制や経営管理体制の強化を図ることを目的としており、いずれも当社の事業推進や海外展開を加速させ、企業価値の向上や株主の皆様の利益向上を目指して新株予約権を発行するものであります。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社アドメテック 第 6 回新株予約権

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

3. 新株予約権の内容

(1)新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)におけるTOKYO PRO Marketにおける当社普通株式の終値の平均値とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を

行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権の割当日の翌日を始期として10年間とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社と契約関係または協力関係にあることを要する。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合

において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

7. 申込期日

平成29年6月7日

8. 割当日

平成 29 年 6 月 16 日

9. 新株予約権の割当を受ける者及び数

社外協力者 5 名 600 個

10. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(1)	割当予定先の概要	社外協力者
(2)	氏名	トカチョフ・コンスタンティン
(3)	住所	東京都江東区
(4)	職業	ウクライナ商工会議所駐日代表部長
(5)	当事会社間の関係	
	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社の海外プロジェクト推進協力者であります。

(1)	割当予定先の概要	社外協力者
(2)	氏名	青山裕治
(3)	住所	神奈川県横須賀市
(4)	職業	公認会計士・税理士
(5)	当事会社間の関係	
	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社の会計・財務面の社外協力者であります。

(1)	割当予定先の概要	社外協力者
(2)	氏名	大原 真
(3)	住所	東京都江東区
(4)	職業	会社役員
(5)	当事会社間の関係	
	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社の主要株主 FA コンサルティング 株式会社の代表取締役であります。

(1)	割当予定先の概要	社外協力者
(2)	氏名	岩崎修平
(3)	住所	東京都大田区
(4)	職業	会社役員
(5)	当事会社間の関係	
	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社の ISO 取得協力者であります。

(1)	割当予定先の概要	社外協力者
(2)	氏名	石橋喜治
(3)	住所	東京都日野市
(4)	職業	会社役員
(5)	当事会社間の関係	
	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社の技術及び治験業務の協力者であります。

なお、当社は社内規程により、割当予定先である社外協力者5名に対し、日経テレコンを利用し過去の新聞記事の検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより反社会的勢力等の関わりを調査しました。その結果、割当予定先である社外協力者5名に反社会的勢力等との関わりを疑わせる結果はありませんでした。、よって割当予定先である社外協力者5名について、反社会的勢力と何ら関わりを持つような方々ではありません。これらの調査を踏まえて、当社は、割当予定先である社外協力者が、反社会的勢力等とは関係がないものと判断しております。

なお、当社は、割当予定先である5名に関して、割当予定先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割り当てしようとする新株予約権の数

トカチョフ・コンスタンティン氏 300個
 青山 裕治氏 100個
 大原 真氏 100個
 岩崎 修平氏 50個
 石橋 喜治氏 50個

(3) 割当先を選定した理由

当社は、トカチョフ・コンスタンティン氏、青山裕治氏、大原真氏、岩崎修平氏、石橋喜治氏の5名の社外協力者の方々のそれぞれのご経歴に基づく専門的知識、見識の広さ、幅広い人脈等が当社の事業拡大、前進に貢献して頂けるものと考え当社にご協力いただいております。

ウクライナ国出身のトカチョフ・コンスタンティン氏は、当社で研究開発中の医療機器における海外プロジェクト推進協力者であり、ウクライナ商工会議所駐日代表部長・ウクライナ経済大臣顧問を務めております。

その広い人脈を活用し当社をウクライナの医療機関へご紹介いただき、平成 27 年 5 月の臨床研究を目的とした共同開発契約締結にご尽力いただきました。

青山裕治氏は、公認会計士・税理士の資格を有し、長年にわたり監査業務に従事され、新日本監査法人の退所後に愛智税理士法人を設立されました。

当社の会計顧問を平成 27 年 8 月から現在に至る約 1 年 10 か月間お引受けいただき会計および財務面のアドバイスをいただいております。

大原真氏は当社の主要株主であります企業・不動産投資業を営む F A コンサルティング株式会社の代表取締役であります。

F A コンサルティング株式会社は、当社の研究開発を深くご理解いただき、平成 25 年 3 月 26 日当社株式を譲渡にて取得していただきました。

岩崎修平氏は旭化成株式会社に勤務され、定年退職後、それまでのご経験を活かし、ISO9001 主任審査員・ISO14001 審査員を務められ、現在は TOMS 研究所の所長であります。

岩崎修平氏の ISO 審査員を務めた幅広い知識と経験に基づき、当社は ISO 取得の準備においてアドバイスをいただき、平成 29 年 4 月に ISO9001 の取得に至りました。

石橋喜治氏は、アロカ株式会社・GE メディカルシステム株式会社に勤務され、現在は、トモメディックス株式会社の代表者であります。

石橋喜治氏の医療機器の製造・販売また治験業務に関わる幅広い知識と経験に基づき当社の研究開発、愛媛大学医学部産婦人科における治験業務の遂行にご尽力いただきました。

上記の経歴を有する 5 名の社外協力者について、今後、更なる当社の業績向上・研究開発前進に貢献して頂くことを目的として割当予定先として選定いたしました。

(4) その他

当社は、社外協力者の新株予約権の行使について、これまでの社外協力者の当社に対する貢献に鑑み、今後も長期的な関係を維持していく方針であることから行使条件を付しておりません。

以上